## 申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更承認
根拠法令及び条項		・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法
		律第14条第15項、第2項(承認の基準)
		(昭和 35 年法律 第 145 号)
審査基準	法令の基準	法第14条第2項第1号(申請者)
		法第14条第2項第2号(許可)
		法第14条第2項第3号(品質、有効性、安全性等の審査)
	具体的基準	法第14条第2項の規定及び「枚方市薬局、医薬品販売業及び高度管理医療
		機器等販売業及び貸与業の許可審査基準」に適合していること。
	参考事項	
標準処理	標準処理期間	総日数
期間	保中是任刑间	10日間
23/11/1		ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。
		(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間
		(2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間
		(3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間
		(4) 本市の勤務を要しない日の日数
	特記事項	
		平成 26 年 4 月 1 日制定
/ <del>!!:</del>	<u> </u>	平成27年4月1日改定
備	考	令和3年3月8日改定
		令和3年9月16日改定
•		